



秋田県公報

告 示

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 四件	3
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(二)	6
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(八)	6
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(九)	6

目 次

ページ

告示	
道路区域の変更及び供用開始(一〇六・道路環境課)	1
道路区域の変更(一〇七、一〇九・道路環境課)	1

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	百八号	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字殿上八番二六から一番三八地先まで	〇・六七三	一三・〇〇〇～二一・五〇〇	〇・六七三
			百八号	"			

- 二 供用開始の期日 平成十七年二月四日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年二月四日から同月十七日まで

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-------	-----	-----	-------------	------------

秋田県告示第七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

県道	新	秋田八郎潟線	秋田市手形田中二二六番九地先から三二九番一地先まで	一六・〇〇〇～四〇・〇〇〇	〇・四三三
	旧	秋田八郎潟線	秋田市手形田中一〇一番三三三番一〇地先まで	七・〇〇〇～一四・〇〇〇	〇・三八〇
			秋田市手形田中二二六番九地先から三二九番一地先まで	一六・〇〇〇～四〇・〇〇〇	〇・四三三

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十七年二月四日から同月十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十七年二月四日

秋田県告示第百八号

秋田県知事 寺 田 典 城

県道	新	横手大森大内線	平鹿郡大雄村田根森字根田谷地南二四番二地先から字精兵村二一番一地先まで	二二・三〇〇～四九・〇〇〇	〇・七二四
	旧	横手大森大内線	平鹿郡大雄村田根森字根田谷地南二四番一地先から字本庄道北鯉堰添九四番八まで	七・三〇〇～二二・〇〇〇	〇・五八七

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十七年二月四日から同月十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十七年二月四日

秋田県告示第百九号

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-----	---	---	-------------	------------

一 道路の区域

県 道		新	旧
男鹿半島線		男鹿半島線	男鹿半島線
B	A	男鹿市船川港比詰字羽立七三番一地先から脇本脇本字横町道下九〇番一 địa先まで	
"		男鹿市船川港比詰字羽立七三番一地先から脇本脇本字横町道下九〇番一 địa先まで	
		一〇・〇〇〇〇～六七・〇〇〇	一〇・〇〇〇〇～六七・〇〇〇
		二・五八〇	二・六四〇

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年二月四日から同月十七日まで

公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
卓上視覚検査器 十一台
- (二) 視覚検査昇降台車 一台
- (三) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期限
平成十七年三月二十五日（金）
- (五) 納入場所
県が指定する場所
- (六) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (七) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (八) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (九) 契約条項を示す場所等
- (十) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (一) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）
入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年二月四日（金）から同月十四日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年二月十八日（金）午前十時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

二酸化硫黄自動測定器 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月二十五日(金)

(四) 納入場所

秋田県環境センター大気測定局舎能代西局

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年二月四日(金)から同月十四日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年二月十八日(金)午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

校内LANシステム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月三十日(水)

(四) 納入場所

秋田県立秋田明德館高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年二月四日
 秋田県知事 寺 田 典 城

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年二月四日(金)から同月十四日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
 平成十七年二月二十一日(月)午前十時三十分
 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他
 (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
 規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
 詳細は、入札説明書による。

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
 セキュリティシステム 一式
 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。

(二) 納入期限
 平成十七年三月三十日(水)

(三) 納入場所
 秋田県立秋田明德館高等学校

(四) 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年二月四日(金)から同月十四日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
 平成十七年二月二十一日(月)午前十時四十五分
 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他
 (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第二号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十七年二月四日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

- 一 日時 平成十七年二月八日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件 職員の懲戒処分案
- (二)(一) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八十八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に

六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十七年二月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数 一九、二八六
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、三八三

秋選管告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年二月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

秋田市	八四、七九四
能代市	一四、七二九
横手市	一〇、九七二
大館市	一八、〇九八
本荘市	一一、一六五
男鹿市	八、三五八
湯沢市	九、三六〇
大曲市	一〇、六五三
鹿角市鹿角郡	一一、五六七
北秋田郡	一七、九四一
山本郡	一三、三〇五
南秋田郡	一九、八七四
河辺郡	五、二〇四
由利郡	二〇、八二一
仙北郡	三一、六七一
平鹿郡	一八、四四一
雄勝郡	一一、四八四

発行者 秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-876-883 FAX 082-876-883
E-mail: matsubara@matsumarasu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄